

ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等に直面し、活動に支障が出ているひきこもり等支援団体に対して、その活動の継続を支援するため、神奈川県が予算の範囲内で「ひきこもり等支援団体支援事業支援金」(以下「支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ひきこもり等支援団体とは、不登校やひきこもり等で悩む方やその家族の支援に取り組むNPO団体や市民団体等をいう。
- (2) 県青少年相談支援情報サイトとは、神奈川県立青少年センターが提供する、不登校やひきこもり等で悩んでいる方への情報を掲載したホームページをいう。
- (3) ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給対象者は、神奈川県内で不登校やひきこもり等で悩む方やその家族の支援に継続的に取り組む団体とする。

(支給要件)

第4条 支援金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 神奈川県内で活動を行う団体であること。
- (2) 団体規約を作成していること。
- (3) 令和7年度の活動実績及び令和8年度の活動予定を提出すること。
- (4) 県青少年相談支援情報サイトに申請者の活動等を掲載するため、支援団体登録をすること。
- (5) 県が指定する広報チラシ等の配布や、県がひきこもり等支援に関するアンケート等を実施する場合は、協力すること。
- (6) 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- (8) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- (9) 第9条に定める暴力団に該当しないこと、また密接な関係にないこと。

(支援金の支給額)

第5条 支援金の支給額は、1団体につき4万円とする。

2 前項の支援金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を申請しようとする者は、ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。但し、振込先口座の通帳の写し及び団体規約は、前回までに提出し、変更がない場合において提出を省略することができる。

- (1) ひきこもり等支援団体支援事業支援金 口座振込依頼書
- (2) 振込先口座の通帳の写し(見開き1,2ページ目)
- (3) 支援団体整理票
- (4) 団体規約等

(支援金支給の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、支援金を支給することを決定した場合は、ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給しないことを決定した場合は、ひきこもり等支援団体支援事業支援金不支給決定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(支援金の支給)

第8条 知事は、前条により支援金の支給を決定した者(以下「支給決定者」という。)に対して、通知した日から起算して30日以内に支援金を支給するものとする。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ支援金の支給を受けようとする者又は支援金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第 11 条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しをした場合において、すでに支援金を支給しているときは、期限を定めて、支給した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 18 日から施行する。

神奈川県知事 殿

申請団体 所在地 〒

団体名

代表者名

ひきこもり等支援団体支援事業支援金 支給申請書

次のとおり、ひきこもり等支援団体支援事業支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 団体等の概要

[illegible]

2 令和7年度の活動実績（予定含む） ※いずれかに☒

☐ 別添のとおり（こちらを選択した場合、令和7年度の活動内容がわかる書類を添付）

例：活動内容が書かれたチラシ、ホームページ、機関紙、事業計画書等

☐ 次のとおり（活動内容がわかる書類を添付できない場合、次表に活動概況を記入）

活動目的、期待 できる効果など				
令和7年度 活動実績 (予定を含む)	活動内容	活動日	年間回数	1回あたりの 平均的な利用人数
	例：ひきこもり家族会	毎月第3土曜日	12回	人
				人
				人

3 令和8年度の活動予定（正式決定した内容でなくとも、現時点での想定で結構です。）

令和8年度 活動予定	活動内容	活動日	年間回数	1回あたりの 利用予定人数
				人
				人
				人

4 支給要件の誓約

※該当する場合、左欄に○印をつけてください。【該当しない場合は支給対象外】

	ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給要綱第4条に記載の支給要件を全て満たしています。
	申請日から令和8年度末（※）までの期間について、不登校やひきこもり等支援にかかる活動を継続して実施する予定です。

※ 当該期間内に、支援活動の休止や団体の解散など、支援活動の継続が不可能となった場合は、速やかに県へ連絡すること。

5 ひきこもり等支援事業の概要

別添「支援団体整理票」のとおり

※全ての団体が整理票を提出してください。これまでと取扱いが異なるのでご注意ください。

支援団体整理票の様式のうち、太枠内（団体の概要）は必ずすべて記入してください。太枠内以外の項目は、前回提出時から変更がある項目のみ記入してください。

6 口座情報変更の有無【過去に当支援金の支給を受けたことのある団体のみ記載してください。】

前回申請時からの口座 情報の変更の有無	☐ 有 （口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写しを提出） ☐ 無 （口座振込依頼書を提出）
------------------------	--

7 添付資料

- (1) 令和7年度の活動内容がわかる書類（2で「別添のとおり」を選択した団体）
- (2) ひきこもり等支援団体支援事業支援金 口座振込依頼書（全ての団体）
- (3) 振込先口座の通帳等の写し（新規支給団体及び振込先口座を変更する団体）
- (4) 支援団体整理票（全ての団体）
- (5) 団体規約（新規支給団体及び規約の変更のある団体）

支援団体整理票（新規・継続・変更）

概要（新規・継続・変更にかかわらず、太枠内は全ての団体が記載）

提出区分 いずれか ☒	☐ 新規（支援団体の登録（※）を申請します） ☐ 継続（支援団体の登録内容（※）に変更はありません） ☐ 変更（支援団体の登録内容（※）を変更します）		
団 体 名	（ふりがな）		
（正式名称）	（略称）		
提出者名		提出日	年 月 日
代表者名			
主たる事務所の所在地	〒		
連 絡 先	電 話 { } メールアドレス { }		

※ひきこもり、不登校などの青少年やご家族をサポートするNPO等の情報

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/nposupport/npo/index.html>

新規登録団体はすべての項目、登録内容変更の団体は変更項目のみ記載してください。

貴団体の活動について下記の該当する項目の「□」に「☑」をつけてください。

○団体の活動目的について

- ☐ 活動は、ひきこもり、非行など青少年の「困難」に対する支援を行って、社会に貢献することを目的としている。
- ☐ 神奈川県内に活動拠点を有するか、主要な活動を神奈川県内で行っている。
- ☐ 活動は、宗教活動や政治活動ではない。

○団体の自主性について

- ☐
- 役員や会員自らが企画し、参加し責任をもって運営している。

○団体の非営利性について

- ☐ 利益を得ることを目的とした活動ではない。(活動によって生じた利益を、会員に分配していない。)

○その他

- ☐ 今後、神奈川県との協力関係に基づき、これらの活動を継続する。
- ☐ 法人にあっては、代表者又は役員が暴力団員に該当しない。法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しない。
- ☐ 新たな会員の入会が可能である。

(NPO 法人以外の団体(以下「任意団体」)のみ記載)

NPO に準じた組織運営を行っていますか

- ☐ 目的、名称、事業の種類、事務所、構成員、代表者、役員、会員、会議等を定める会則等を有している。
- ☐ 団体として収入・支出は予算に基づき行い、かつ会計簿を備えている。
- ☐ 年に1回以上、すべての構成員等に呼びかけて総会を開催し、事業報告及び会計報告を行い、運営方針等について意見交換を行っている。

※以下1から5の項目はホームページに掲載する内容となっています。

1 支援内容情報

1-1 支援の形態

団体の支援の形態を選択して、チェック(☑)をしてください。(複数選択可)

☐ 相談支援 不登校・ひきこもりなどの悩みを有する本人や家族等関係者を対象とした相談を受けている。専門的知見や経験などから、悩みの解決に向けて一緒に考えたりアドバイスをし、必要に応じて適切な支援先につなげる。
☐ 居場所(フリースペース) 不登校やひきこもりなどの状態にある人に対して、居場所を提供する支援を行っている。
☐ 学習支援(フリースクール) 不登校の子どもに対して学習支援を行ったり、学校以外の居場所を提供している。
☐ 自立支援(就労準備支援等) 社会生活を送るために必要なスキルを身に付けるための支援や、就労に向けて必要な支援を行っている。
☐ ピアサポート・家族会 悩んでいる本人や家族などがお互いに話し合うこと等を通して、悩みを解決することを目的とした支援を行っている。
☐ その他 ()

1-2 対象者・対象年齢

種別	年齢		
相談事業(本人)	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし
相談事業(家族など)	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし
居場所(フリースペース)	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし
学習支援・フリースクール	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし
自立支援	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし
ピアサポート・家族会	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし
	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし
	歳 から	歳 まで	☐ 年齢制限なし

1-3 支援の分野

団体の支援の分野を選択して、チェック(☑)をしてください。(複数選択可)

☐ ひきこもり 主に社会的ひきこもりに関する支援
☐ 学校関係(いじめ・不登校) 主に学校で起こりうる問題を支援
☐ 非行
☐ 社会生活の問題 仕事や生活の自立など社会生活に関する問題を支援

☐ 家庭問題 主に家庭内、家族に関する支援
☐ 障がい 主に障がいに悩む本人、家族の支援

1-4 相談事業の内訳

項目1-1で「相談支援」を選択された方は、次に具体的な内容を記載してください。

☐ 電話 専用電話の有無(□あり、□なし) (ありの場合)相談専用電話番号、受付時間 { }
☐ 来所相談 受付方法(□随時受付、□電話等予約後、□電話相談後) 上記以外の受付方法 { }
☐ メール相談 受付方法(□団体の連絡先アドレスで受付、□専用のアドレスで受付) 相談専用アドレス { }
☐ オンライン(SNS など) 具体的な媒体と登録方法等 { }
☐ 訪問相談 受付方法、条件等 { }
☐ FAX 相談【06】 受付方法(□団体の連絡先FAX で受付、□専用FAX 番号で受付) 専用FAX 番号 { }
その他方法(具体的に)
その他利用条件

1-5 対象地域

☐ 全県 ☐ 県内の特定の地域 ☐ 県外 具体的な地域 { }
--

2 団体情報

下の枠内の口には、該当する所にチェック（☑）をしてください。

項目	記入欄	
2-1 主たる事務所の所在地・ 主な活動場所とアクセス	(主たる事業所) ☐表紙の「主たる事務所の所在地」と同じ ☐別途事務所等あり 事務所等所在地 (主たる事業所へのアクセス) (主な活動場所) (主な活動場所へのアクセス)	
2-2 団体発足年月日 (NPO 団体設立年月日)	年 月 日 (NPO 設立 年 月 日)	
2-3 会員数	名	
2-4 電話番号	☐表紙の連絡先電話番号と同じ ☐表紙の連絡先電話番号以外 ☐公開を希望しない	
2-5 FAX 番号		
2-6 メールアドレス	☐表紙の連絡先メールアドレスと同じ ☐表紙の連絡先メールアドレス以外 ☐メールアドレスなし（公開用メールアドレスなし）	
2-7 電話や窓口の受付日と時間	電話や窓口の受付日	
	電話や窓口の時間	
2-8 活動日と活動時間	活動日	
	活動時間	
2-9 団体公式ホームページの 有無と URL	☐なし、 ☐あり URL	
2-10 お願いなど		

3 団体PR

4 団体の特色（最大 100 文字程度）

5 青少年センター以外の協働事業の実績（過去 5 年）

6 ホームページに掲載しない事務連絡

6-1 センターから連絡をする際に希望することがある場合は記入してください

6-2 青少年サポート課からメールで情報提供を行っています。必要な項目をチェック(☑)してください。

- | |
|--|
| ☐ サポートプラザ施設案内(活動室利用について等)
☐ 青少年サポート課で行っている事業の案内(地域理解促進事業、補助金、NPO スタッフ研修など)
☐ 青少年サポート課関係以外の案内(講演会・研修、国・県からの情報提供など) |
|--|

6-3

新規登録団体の方は以下の書類の提出をお願いします

（公式HP等で確認がとれる場合は提出の必要はありません）

○規約

○チラシなどの活動状況が分かるもの

○活動状況などが伝わる画像データ（2 枚程度）※ホームページに画像掲載を希望する団体のみ

継続団体の方は上記書類の変更がある場合のみ提出をお願いします

記入はここまでです。ご記入いただいた内容は青少年サポートプラザ利用受付事務、青少年サポート課に関する事務のみで使用し、それ以外には使用しません。

ありがとうございました。

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
（ 公 印 省 略 ）

ひきこもり等支援団体支援事業支援金 支給決定通知書

年 月 日付けのひきこもり等支援団体支援事業支援金支給申請書（以下「申請書」という。）により申請のあったひきこもり等支援団体支援事業支援金（以下「支援金」という。）については、審査の結果、支給することとしましたので、通知します。

1 対象活動

申請書に記載されているとおり

2 支援金の支給額

円

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
（ 公 印 省 略 ）

ひきこもり等支援団体支援事業支援金 不支給決定通知書

年 月 日付けのひきこもり等支援団体支援事業支援金支給申請書により申請のあった、ひきこもり等支援団体支援事業支援金については、審査の結果、不支給とすることとしましたので、通知します。

不支給の理由